五の⑵の表混合汚泥複合肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

五の⑵の表家庭園芸用複合肥料の項その他の制限事項の欄の二及び三を次のように改める。

二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

三　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

十二の表下水汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三及び四、し尿汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三及び四、工業汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三及び四並びに混合汚泥肥料の項その他の制限事項の欄の三及び四を次のように改める。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

四　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

十二の表焼成汚泥肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

十二の表汚泥発酵肥料の項その他の制限事項の欄の三及び四並びに水産副産物発酵肥料の項その他の制限事項の欄の三及び四を次のように改める。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

四　牛の部位を原料とするものにあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号の一の⑵の表副産窒素肥料の項、二の⑵の表液体りん酸肥料の項、熔成汚泥灰けい酸りん肥の項及び副産りん酸肥料の項、四の⑴の表肉かす粉末の項、蒸製てい角骨粉の項、乾血及びその粉末の項、生骨粉の項及び蒸製骨粉の項、四の⑵の表乾燥菌体肥料の項、副産動物質肥料の項及び混合有機質肥料の項、五の⑴の表熔成複合肥料の項、化成肥料の項及び配合肥料の項、五の⑵の表化成肥料の項、吸着複合肥料の項、副産複合肥料の項、液状複合肥料の項、配合肥料の項、熔成汚泥灰複合肥料の項及び家庭園芸用複合肥料の項並びに十二の表下水汚泥肥料の項、し尿汚泥肥料の項、工業汚泥肥料の項、混合汚泥肥料の項、汚泥発酵肥料の項及び水産副産物発酵肥料の項に規定する確認は、それぞれこの告示の施行前においてもこの告示による改正後のこれらの項の規定の例により行うことができる。

○農林水産省告示第千百四十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第二項の規定に基づき、昭和二十五年六月二十日農林省告示第七十七号（特殊肥料等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月一日

農林水産大臣　林　芳正

一の㈠中「牛の部位（肉）」を「牛由来の原料を原料とする場合にあつては肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第一条第一号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛の部位（牛由来の原料のうち、肉」に改め、「肉に限る。）」の下に「、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）」を加え、「）を除く」を「）以外のものをいう」に、「場合にあつては、牛のせき柱（胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼」を「ものについては牛（月齢が三十月以下の牛（出生の年月日から起算して三十月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、突起、仙骨翼、正中仙骨稜」に、「せき柱等」を「脊柱等」に改め、「蒸製てい角」の下に「（牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）」を、「肉かす（」の下に「牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、」を加え、「場合にあつては、せき柱等」を「ものについては脊柱等」に改め、「牛毛くず」の下に「（牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）」を加える。

一の㈡中「はつこう米ぬか、はつこうかす」を「発酵米ぬか、発酵かす」に、「廃糖蜜アルコール醗酵濃縮廃液」を「廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液」に改め、「骨炭粉末（」の下に「牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、」を加え、「場合にあつては、せき柱等」を「ものについては脊柱等」に改め、「骨灰（」及び「除き、」の下に「牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ、」を加え、「はつこう乾ぷん肥料」を「発酵乾ぷん肥料」に、「嫌気性醗酵」を「嫌気性発酵」に、「たい肥」を「堆肥」に、「たい積」を「堆積」に改め、「いい」の下に「、牛由来の原料を原料とする場合にあつては管理措置が行われたものに限り、かつ」を加え、「残りかすをいう」を「残りかすをいい、牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものに限る」に、「埋没たい積し」を「埋没堆積し」に、「または」を「又は」に、「焼ちゆう蒸留廃液」を「焼酎蒸留廃液」に改める。

二の飼料用の項中「はつこうかす」を「発酵かす」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十六年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の昭和二十五年六月二十日農林省告示第百七十七号の一の㈠及び㈡に規定する確認は、この告示の施行前においてもこの告示による改正後の一の㈠及び㈡の規定の例により行うことができる。

○農林水産省告示第千百四十八号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百号（肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月一日

農林水産大臣　林　芳正

1の⑴の二中「特殊肥料等の指定」を「特殊肥料等を指定する件」に、「五の⑴、⑵若しくは⑶」を「五の⑴若しくは⑵」に、同⑵の二の㈢の表中「せき柱等」を「脊柱等」に改める。

3中「種類、名称及び使用量の記載」を「種類及び名称又は使用量の記載」に改め、同⑴のロの㈠中「使用量」の下に「（配合に当たつて原料として使用する肥料に当該配合前に使用された摂取防止材については、その種類及び名称）」を加え、3の⑵中「種類、名称及び使用量」を「種類及び名称又は使用量」に、同ハの㈠中「

（使用されている着色材）	カーボンブラック

」を「

（使用されている着色材）	カーボンブラック
（使用されている摂取防止材）	消石灰
5％	

」に改める。

○農林水産省告示第千百四十九号

肥料取締法施行規則（昭和二十五年農林省令第六十四号）第十九条の二第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十六日農林水産省告示第七百一号（肥料取締法施行規則第十九条の二第一項の規定に基づき表示を要する普通肥料及びその表示事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月一日

農林水産大臣　林　芳正